

## 「マイナンバーカード普及推進キャンペーン」の実施について

平成 30 年 3 月開始の「コンビニ交付サービス」など、本市でもマイナンバーカードを使用する市民向けサービスが充実してきたことから、本市のカード普及率が伸び悩んでいることを踏まえ、カード普及率向上を目的に下記のとおり普及推進キャンペーンを実施します。

### 記

## 1 趣旨

### (1) 普及に向けた PR の必要性

- ・マイナンバーカード普及率向上のため、市民を対象として普及推進 PR が必要。  
※ H30.9 末現在の全政令市平均 12.84% 新潟市 7.58% (交付枚数 / 人口)  
※ H30.9 末現在の全政令市交付枚数 3,524,772 枚 新潟市 60,357 枚

### (2) 利用用途のアピール

- ・各種電子サービス（コンビニ交付サービス、電子申請サービス、等）で活用できることをアピールし、普及率アップを目指す。

### (3) 住民基本台帳カードからの切替促進

- ・平成 27 年 12 月に発行終了した「住民基本台帳カード（住基カード）」搭載の電子証明書は、平成 30 年 12 月末までに有効期限 3 年を迎え全て期限切れとなるため、マイナンバーカードへの切り替えを促す。
- ・確定申告の電子申告（e-Tax）等にも利用できるが、カード交付までには 1 か月程度掛かることから、早期のカード申請手を促す。

## 2 期間

平成 30 年 11 月 5 日（月）～ 12 月 28 日（金）

## 3 内容

### (1) カード未受領お知らせハガキの一斉送付

キャンペーン開始日時時点で未受領期間 30 日を超えるカード交付申請者に対し、一斉にお知らせハガキを発送する。発送予定数 5,811 通。

### (2) 窓口における案内強化

「マイナンバーカード申請補助サービス」の周知、国作成パンフレット「マイナンバーまるわかりガイド」の転入届出者への配布、マイナちゃんグッズ配布など、区役所窓口（区民生活課・窓口サービス課）における案内を強化する。

### (3) 広報の充実

市報・市ホームページを中心に、カードの取得手続・カードを使用した各種行政サービス等を PR する。

市報は 11 月 4 日号に掲載。ホームページは 10 月 9 日にリニューアル済。

#### 【カードを使用した各種行政サービスの例】

- ・コンビニ交付サービス
- ・新潟市電子申請システム
- ・マイナポータル
- ・各種税電子申告（国税：e-Tax、地方税：eLTAX）

「マイナンバーってどんなときに使うの？」にお答えします！

保存版

# マイナンバー まるわかりガイド

便利で暮らしやすい  
社会づくりのために  
生まれたマイナンバー  
制度をご紹介します！

国民の  
利便性の  
向上

マイナンバー制度  
3つの目的

行政の  
効率化

公平・公正な  
社会の実現



## よくある疑問に答えます！

### Q. マイナンバーを集めて、悪用されたりしませんか？

**A. 悪用されないよう、法令で厳しく制限しています。**

マイナンバーの利用範囲などは、法令で厳しく制限されています。法令で定められた利用範囲を超えてマイナンバーを収集・管理した場合、刑事罰が科せられることもあります。

#### マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバー法では、個人情報保護法などよりも厳しい罰則が設けられているよ。



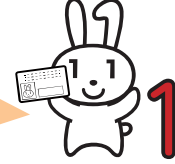
### Q. マイナンバーを知られたら、なりすまし被害が起きませんか？

**A. 本人確認を徹底し、なりすましを防いでいます。**

マイナンバーを使う手続では、必ず身分証等による身元確認を行うことが義務づけられています。マイナンバーだけで手続はできません。

#### マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードには顔写真があるのでマイナンバーの確認と身元確認が1枚でできるよ！



### Q. マイナンバーが漏れいたら、個人情報も全部漏れる？

**A. 個人情報の漏れいの連鎖を防いでいます。**

個人情報はこれまでどおり各機関で分散して管理するので、万が一どこかの機関でマイナンバーを含む個人情報が漏れいたとしても、そこから芋づる式に情報が漏れることはありません。

#### マイナちゃんからのアドバイス★

各行政機関の専用ネットワークでのやりとりには、マイナンバーは直接使わないよ。



### Q. マイナンバーのシステムの安全対策はどうなっているの？

**A. アクセスできる人を制限し、通信も暗号化しています。**

マイナンバーのシステムにアクセスできる人を制限し、またシステムにアクセスする際の通信も厳重に暗号化しています。

#### マイナちゃんからのアドバイス★

システムに不正なアクセスがされないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しているよ！



### Q. カードを盗まれたらICチップの情報が漏れませんか？

**A. 情報が盗まれないように様々な対策をとっています。**

マイナンバーカードのICチップに記録されるのは、住所氏名といったマイナンバーカードに記載されている情報などで、税金や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

#### マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードのICチップを使うときは、暗証番号が必要になるから、他の人には使えないよ。もし紛失したら、フリーダイヤルでマイナンバーカードの利用停止ができるよ



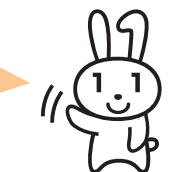
### Q. マイナンバーカードを使ったら個人情報は丸見え？

**A. カードから個人情報を引き出すことはできません。**

マイナンバーカードやマイナンバーを手がかりにして、マイナンバーの持ち主に関する個人情報をすべて集めるといったことはできません。

#### マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードを作ったり、使ったりしても、カードに記録は残らないよ。



## マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバー  
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバー

受付時間  
平日 9時30分～20時00分  
土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

### ●一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合のお問い合わせ先

通知カード、マイナンバーカードについて  
**050-3818-1250**

その他のお問い合わせ  
**050-3816-9405**

紛失・盗難による  
マイナンバーカードの  
利用停止については  
24時間365日  
受け付けています！



### ●英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について  
Inquiries about My Number System

通知カード、マイナンバーカードについて  
Inquiries about Notification Card and My Number Card

**0120-0178-26**

**0120-0178-27**

マイナンバー(社会保障・税番号制度)ホームページ <http://www.cao.go.jp/bangouseido/>



# あなたの人生とともに歩む「マイナンバー(個人番号)」

マイナンバーの利用は、法令で定められた範囲に限定されています。  
マイナンバーの提供を求められた場合は、利用目的をご確認ください。

あなたの人生のなかで、マイナンバーの提供が必要となるときって、意外とたくさんあるんです！

※マイナンバーを提供する際は、本人確認書類をご用意ください。



**情報連携でますます便利に！**

行政機関同士が専用のネットワークシステム上でマイナンバーに紐づく情報をやりとりするので、各種手続きの際に添付書類の準備や提出が省略できるようになります。忙しいあなたもこれで安心！

これまでは、書類をもらいにあちこちへ……

- 〇〇の申請にはB機関で発行する△△の書類が必要です。
- △△の発行にはC機関で□□の証明書をもってきてください。
- 〇〇の申請はA機関で行なっていますが、A機関へ行って下さい。



**マイナンバー制度で添付書類の省略が実現！**



事務によっては、引き続き提出をお願いする添付書類がある場合があります。個別の事務手続きの際には各行政機関の案内を必ずご確認ください。

**これ1枚でOK! マイナンバーカード**  
(個人番号カード)

**公的な身分証明書に！**

カードおもて面

申請は郵送またはスマホ・パソコンで！

顔写真で本人であることを確認！

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続きに！ICチップの電子証明書はさまざまなサービスに利用可能！

カードうら面

ICチップは民間でも利用可能！

便利なJUNO使えんだね！

**マイナンバーカード1枚でこれだけできる！**

- ・マイナンバーの提示と身元確認がこれ1枚でOK！
- ・e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの電子申請も可能！
- ・コンビニで住民票の写しなどの証明書が取得できる市区町村も！

**スマートフォンやパソコンからオンラインで行政手続きができる!「マイナポータル」**

「マイナポータル」は、政府が運営するオンラインサービスです。ご自宅のパソコンなどから、オンラインで行政手続きを行ったり、行政機関からのお知らせを受け取ったりすることができます。

URL <https://myna.go.jp/>

**マイナポータルではこんなことができます！**

**自宅のパソコンやスマートフォンから個人情報が確認できる！**

行政機関が持っているあなたの情報をチェックできるよ。

見たいときに見られるね！

**認可保育所の入所申請や、児童手当の申請などがオンラインでできる！**

市区町村によってサービスの内容が異なるから確認してね。

パパとママにもうれしいね！

**行政機関同士があなたの個人情報を受け渡した履歴を確認できる！**

さらに、あなたに必要な行政機関からのお知らせが受け取れるよ！

おうちでできちゃう！

**【諸注意】**

- ・ご利用の際には、「マイナポータルAPのインストール」と「マイナンバーカード」が必要です。
- ・パソコンでのご利用には、マイナンバーカードに対応するICカードリーダー、またはスマートフォンが必要です。
- ・スマートフォンでのご利用には、マイナンバーカードの読み取りに対応する機種に限ります。
- ・パソコン、スマートフォンなどをお持ちでない方もご利用いただけるように全国の市区町村に専用端末を設置しています。